様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第１７条　（略）
第３８条　（略）
第７０条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。
一　第１７条第１項、第２１条第１項、第２８条第４項若しくは第３８条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第１７条　（略）
第３８条　（略）
第７０条　次の各号のいずれかに該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。
一　第１７条第１項、第２１条第１項、第２８条第４項若しくは第３８条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第１７条第１項、第２１条第１項、第２８条第４項若しくは第３８条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、令和二年四月一日までの間は、これを取り繕って使用することができる。